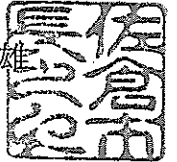




21佐企第510号
平成22年3月30日

佐倉市総合計画審議会会長 様

佐倉市長 巖 和雄



佐倉市総合計画について（諮問）

このことについて、佐倉市総合計画審議会条例第2条の規定に基づき、第4次佐倉市総合計画における基本構想について、下記のとおり諮問します。

記

1 諮問内容

第4次佐倉市総合計画における基本構想について

2 諮問理由

本市は、平成13年4月に基本構想を含めた第3次佐倉市総合計画を策定、その後、平成18年3月に後期基本計画を策定して、まちづくりを進めてきております。

この第3次佐倉市総合計画の計画期間が平成22年度をもって終了するにあたり、10年後の佐倉市の目指すまちの姿やまちづくりの基本方針を明らかにするとともに、市民の暮らしの視点で、市民とともにまちづくりを推進していくための指針となる新たな第4次佐倉市総合計画基本構想について、諮問します。